

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 12 項の規定により公表する。

平成 31 年 2 月 1 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【平成30年12月27日付け上監委第192号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○消防施設整備事業</p> <p>消防備品整備で購入した登録状況について、24年度、27年度の監査において注意したところであるが、今回の監査でも過年度分の一部を除き備品台帳に登録されておらず、不適正な財産管理となっていた。ついては、過年度分からもれなく登録し、上越市財務規則及び同物品管理規則に基づき、適正な財産管理に改められたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度以降に購入した消防備品について確認を行ったところ、27年度～29年度に購入した177件が未登録であったため、備品台帳に登録を行った。 【実施日：平成30年11月12日】 ・本年度は、備品を購入した際に備品台帳へ登録処理を行っており、今後も登録漏れのないように都度登録を行う。(31年1月現在で15件、全て登録済み) 【実施日：平成31年1月21日】
	<p>○再発防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品を購入する際、担当は検収後に備品台帳への登録処理を済ませ、検収調書に備品台帳の写しを添付することで、担当、係長、管理職（決裁者）の複数の職員で登録漏れがないかを確認することとした。 【実施日：平成30年11月12日】